

ジェット店舗会員登録申込書

お申込日 年 月 日

受付		審査		登録	
----	--	----	--	----	--

コード		受付		登録	
-----	--	----	--	----	--

裏面記載の店舗会員規約をよくお読みのうえ、お申し込みください。
お申し込みいただいた方は《店舗会員規約》をご了承いただいたものと判断させていただきます。

店名	フリガナ	TEL	-	-
		FAX	-	-
店住所	〒			
主力商品		定休日		営業時間 : ~ :
アドレス		店舗数	店	従業員数 人

代表者	フリガナ 〇1	男・女	昭 平 年 月 日
仕入担当者	フリガナ 〇2	男・女	昭 平 年 月 日
仕入担当者	フリガナ 〇3	男・女	昭 平 年 月 日

添付書類

- ☐ 代表者(店長)のお名刺
☐ 看板及び店舗全景写真(無店舗の場合は事務所名が確認できる看板等の写真)
☐ 店内の写真(無店舗の場合は事務所内の写真)
☐ 代表者様のご本人様確認書類(運転免許証・健康保健証・マイナンバーカード等)

ご記入頂きました内容は、厳密に管理し、萬栄及びグループ会社の営業業務目的の範囲内(催し、商品、サービス案内など)で利用させていただきます。また、配送は守秘義務契約を交わした運送会社等に委託しております。

当社使用欄

顧客グループ

《 事業所会員規約 》

ジェットと事業所会員とは、規約に基づいて取引をおこなうものとする。

（会員資格）

第1条 日本国内で事業を営んでおられる事業主で、ジェットでのお仕入れが再販用仕入れまたは、業務用仕入れであることを事業所会員資格とする。

（会員登録）

第2条 「事業所会員登録申込書」に、事業所会員規約承認の署名と、事業主であることを証明できる書類をご提出いただきジェットの登録審査を受けなければならない。

（会員証の発行）

第3条 登録審査の結果、ジェットが認めた事業所の事業主に「会員証（入店証を兼ねる）」を発行する。

（会員証の追加）

第4条 事業主は、仕入担当者として2名迄無料で追加登録ができる。

（会員証の利用）

- 第5条
- (1) 会員は、入店、精算の際に会員証を係員に提示しなければならない。
 - (2) 会員1名につき同伴者2名まで一緒に入店できる。その時の同伴者の仕入額は、その事業所会員に仕入計上するものとする。
 - (3) 会員証の利用は会員本人のみで、会員証の譲渡、貸与はできない。
 - (4) 会員証の所有権はジェットに帰属する。

（更新手続き）

- 第6条 会員証は1年ごとに更新手続きをおこなうものとする。
- (1) 申込登録された月が会員の「更新月」となり、会員証は会員証記載の「更新月」から12ヶ月後まで有効である。
 - (2) 更新手続きは、会員証記載の「更新月」からとなる。
 - (3) 登録月以降の入店は、更新手続き後からとなる。
 - (4) 登録月を過ぎて手続きをした場合でも、会員証は会員証記載の「更新月」から12ヶ月後まで有効となる。
 - (5) 事業主が、更新、追加等の各種変更に関して一切の責任を負うものとする。
また、全ての手続きは事業主がおこなうものとする。

（年会費・費用）

- 第7条
- (1) 事業所会員は、登録または更新に際しての年会費を免除する。
 - (2) 会員都合による会員証再発行及び、仕入担当者追加の際、所定の費用を納入しなければならない。
 - (3) 納入いただきました費用は理由の如何を問わずお返しいたしません。

（事業所会員資格の喪失）

- 第8条 事業所会員が次の各号の一つに該当する場合、事業所会員資格は喪失する。同時に会員証は失効する。
- (1) 事業所会員規約に違反した場合。
 - (2) 廃業により事業が継続されなくなった場合。
 - (3) 1年間お仕入れがない場合。
 - (4) 「更新月」を過ぎて12ヶ月以上更新手続きがない場合。
 - (5) 虚偽の申請があった場合。
 - (6) 他の会員様への迷惑行為、営業活動の妨げとなる行為等、会員として相応しくない行為とジェットが判断した場合。同伴者の行為についても会員が責任を有するものとします。
 - (7) 会員が暴力団等の反社会的勢力、又はその関係者であるとジェットが判断した場合。

（退会）

第9条 会員都合により退会を希望する場合は、事業主からお申出いただき、速やかに会員証をジェットにご返却いただきます。退会時点で、ジェットから提供する全てのサービスが無効となります。

（個人情報の利用目的）

- 第10条 会員から収集した個人情報は下記の目的の達成に必要な範囲で利用します。
- (1) ジェット又はグループ会社から会員に対し、催しや商品、サービス、宣伝物、情報等の案内を送付するため。
 - (2) 経営分析、市場調査、商品開発などのためのマーケティング活動のため。

（各種案内送付停止などの手続き）

第11条 第10条(1)及び(2)の案内を送付停止または、再開に際しましては、事業主からのお申し出により承ります。但し、案内を送付する際の条件、基準はジェットに一任するものとします。

（本規約の変更）

第12条 予告せずジェットの裁量で本規約を追加、変更できるものとする。

2018年 11月改訂

【承認サイン欄】 年 月 日 事業主署名

印